

岸和田市告示第138号

次のとおり、条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び岸和田市財務規則（平成9年規則第11号。以下「財務規則」という。）第104条第1項の規定により告示する。

令和7年4月4日

岸和田市長職務代理者 副市長 岸 勝 志

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和7年度岸和田市公開型指定道路管理システム構築及び保守管理業務委託

(2) 履行場所

岸和田市まちづくり推進部建設指導課及び総務部IT推進課電算機室

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 業務の概要

地理情報システム（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第2項に規定する地理情報システムをいう。）を活用した、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による指定を受けた道路に関する情報、建築物に対する建築確認に関する情報、都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による開発許可に関する情報等を管理し、及びインターネットを通じてそれらの情報を閲覧することができる機能を有するシステム（以下「公開型指定道路管理システム」という。）を構築するとともに、本市の窓口に来訪した市民が公開型指定道路管理システムを利用するための機器を設置し、及び公開型指定道路管理システムの保守管理を実施する業務

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 令和7年度岸和田市指名競争入札参加資格を有する者であること。

(2) 令和2年4月1日以降に国（公団等を含む。）又は地方公共団体が発注した第1項第4号に規定する業務と同種のシステム構築又は再構築に関する業務を元請として2回以上受託し、遂行した実績を有する者であること。

(3) 事業者の資格として、次に掲げる認証を全て取得している者であること。

ア 情報セキュリティマネジメントシステム

イ プライバシーマーク

ウ 品質マネジメントシステム

エ ITサービスマネジメントシステム

オ 環境マネジメントシステム

- (4) 第1項第4号に規定する業務と同種のシステムを構築し、又は再構築した実績を有し、受託者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を、次に掲げる技術者として選任することができる者であること。
- ア 管理技術者（測量法（昭和24年法律第188号）第49条の規定に従い登録された測量士の資格を有する者に限る。）
- イ 照査技術者（公益社団法人日本測量協会に登録された空間情報総括監理技術者の資格を有する者に限る。）
- (5) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められない者であること。
- (6) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしていない者若しくは申立てをなされていない者又は同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者（その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合に限る。）であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者若しくは申立てをなされていない者又は会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者（その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合に限る。）であること。
- (10) 岸和田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成25年10月1日施行）に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (11) 岸和田市指名競争入札指名停止要綱（平成25年4月1日施行。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止期間中にない者であること。

(12) 入札又は契約に関し、損害賠償請求を岸和田市から受けていない者であること。

(13) 国税又は地方税を滞納していない者であること。

3 入札参加申込等

(1) 入札説明書等に関する事項

入札説明書、業務委託入札心得、業務委託仕様書、設計書、様式集及び契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）並びに入札参加申込書は、令和7年4月4日（金）から同月25日（金）まで本市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(2) 入札参加申込

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込書、競争入札参加資格要件証明書及び業務実績調書を市に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 申込期間 令和7年4月4日（金）から同月21日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午からの45分間を除く。）

イ 申込場所 岸和田市まちづくり推進部建設指導課

ウ 申込方法等 入札説明書等に明示する。

(3) 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査の結果、資格を有すると認めた者には、令和7年4月23日（水）午後5時までに入札参加資格審査結果通知書、入札要項及び委任状を電子メールで通知するものとする。

4 仕様書等の閲覧等

(1) 当該業務の仕様書等は、令和7年4月4日（金）から同月25日（金）まで、本市ホームページより閲覧又はダウンロードすることができる。

(<https://www.city.kishiwada.osaka.jp/page/machidukuri-jyohokanri.html>)

(2) 仕様書等に関する質疑がある場合は、令和7年4月16日（水）午後5時までに次の送付先に質疑書を電子メールで送付すること。その他の方法による質問には一切応じないものとする。また、電子メールの送信後、本市担当まで電話により着信確認をすること。

送付先 岸和田市まちづくり推進部建設指導課

電話番号 072-423-9571（直通）

メールアドレス kensi@city.kishiwada.osaka.jp

当該質疑に対する回答は、令和7年4月18日（金）午後5時までに本市ホームページ上で公開する。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時 令和7年4月25日(金) 午前10時

(2) 場所 岸和田市役所職員会館3階会議室

※入札時刻に遅刻した者は、失格とする。

6 提出書類

入札日当日は、入札要項及び委任状(代理人を選任し、入札させる場合に限る。)を提出すること。

7 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 業務委託入札心得第9条に該当する入札

(2) 入札時点までに指名停止要綱により指名停止の措置を受けた者が行った入札

8 入札の中止等

入札参加資格を有する者の数が1となった場合は、本入札を中止することがある。この場合のほか、やむを得ない事由により入札を中止又は延期するべきと判断したときは、入札を取りやめ、又は延期するものとする。

9 入札保証金に関する事項

本入札に参加を希望する者は、財務規則第106条の規定により、入札予定価格の100分の3に相当する額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第108条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

10 契約保証金に関する事項

財務規則第121条の規定により、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第123条の規定に該当する場合は、納付を免除する。

11 契約の締結

落札者と市は、契約書の内容について協議を行い、令和7年5月9日(金)までに合意を得て契約を締結する。

12 その他

(1) 現場説明については、これを省略する。

(2) 落札者が、第2項に規定するいずれかの要件を満たさなくなったときは契約を締結しない。この場合、岸和田市は受託候補者に対して何ら責任を負わないものとする。

(3) 詳細は、入札説明書等に明示する。

(4) 問合せ先

岸和田市まちづくり推進部建設指導課

電話番号 072-423-9571 (直通)

メールアドレス kensi@city.kishiwada.osaka.jp